

東海大学山形高等学校いじめ防止基本方針

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」

I 未然防止の取組

(1) 基本方針と目的

「いじめ・非行を許さない・見逃さない」ことを徹底し、繰り返し確認する。

(2) 具体的な展開

年2回、全生徒に対し、いじめ発見アンケートを実施し、そのアンケートをもとに、聞き取り調査を行い、いじめ対策委員会で精査し、対応する。

(3) 生徒理解に基づくきめ細かな教育の推進

◎生徒理解の努力と工夫

ア) 日常的な会話や観察の他に、学校組織として定期的なアンケート調査や個人面談、生活の記録や日記等の手法を取り入れていく。

イ) 生徒の情報等については担任等が一人で抱え込むことなく、学校・学年など組織として対応できる体制を整えておく。

ウ) 学級集団等の状況を常に把握・点検しながら、いじめを生む土壌になっていないか分析する。

(4) 生徒会の主体的な活動の推進

いじめの防止等に資する生徒の自主的な企画及び運営による活動を推進する。

(5) 教員等の資質・能力の向上

ア) 生徒指導力の向上

生徒の人間関係を慎重に見抜き、いじめの芽に気づく洞察力を高め、いじめの未然防止に向けた学級経営、部活動運営等の在り方について、資質・能力向上に取り組む。

イ) スクールカウンセラーとの情報共有

スクールカウンセラーとの相談活動で得たいじめの芽やいじめの根っこに関する情報を必要に応じて共有し、共通した方向性をもって指導に当たる。

II 早期発見の取組

(1) 早期発見のための基本的な考え方

ア) 見えるいじめを見逃さない努力と工夫

目に見えるいじめやいじめの芽と思われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。いじめられている生徒の話聞く際、いじめられた児童生徒の心情に寄り添って傾聴していく。

イ) 見えにくいいじめに気づく努力と工夫

いじめは目に付きにくい時間や場所またはインターネット上で行われたりするなど、気づきにくい形で行われることを認識する。いじめられた生徒の心に寄り添いながら声をかけ、生徒の人間関係を把握しながら積極的に確認していく。

(2) 早期発見のための具体的な取組の推進

ア) 校内教職員のいじめ解決に向けた情報ネットワークの強化

いじめの芽を発見した際には、その情報をいじめの防止等の対策のための組織に報告し、全教職員で情報を共有する。

イ) 学校・家庭・地域のネットワークづくり

発見したいじめの芽については、学校から家庭に連絡し、校内における対応を伝えた上で、家庭からも指導に協力していただくよう努める。

ウ) 生徒が相談しやすい環境づくり

①個人面談等の活用

個人面談の機会を活用し、生徒が日頃から相談しやすい環境づくりに努める。

②いじめの実態を把握するアンケートの実施

定期的（前後期各1回）ないじめ実態を把握するアンケートを実施する。生徒が周りの生徒の様子を気にせずに記入できるよう、ロイロノートのアンケート機能を活用する。

③相談窓口の設置と周知

生徒及びその保護者に、学校の他、いつでも誰でも相談できる相談窓口があることを周知する。

Ⅲ いじめ発生の場合の対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ

いじめを認知した場合、躊躇なく校内におけるいじめの防止等の対策のための組織に報告し、①指導体制・方針、②当該いじめにかかわる生徒に対する具体的な指導・支援等の対応、③保護者との連携の在り方、④今後の対応や実践についての検証方法等を決定し、組織的に事案の対応にあたる。

(2) いじめ発見時の緊急対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかに校内のいじめの防止等の対策のための組織に報告し、組織的に対応する。速やかにいじめの正確な事実確認を行い、情報を共有するとともに、指導体制や指導方針を決定する。

①正確な実態把握

- ・当事者、周りの生徒から聴き取り、記録する。聴き取りは複数で行なう。
- ・個別に聴取する。
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ・ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

②指導体制・方針

- ・指導のねらいを明確にする。
- ・全教職員の共通理解を図る。

- ・対応する教職員の役割分担を考える。

③生徒への指導・支援

- ・いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた生徒に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは許されない行為だ」という意識を持たせる。

④保護者との連携

- ・直接会い、具体的な対策を話す。
- ・協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

⑤その後の対応

- ・継続的に指導や支援を行う。
- ・カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

(3) いじめの解消の2つの要件

ア) いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3か月以上の期間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校長の判断により、より長期の期間を設定する。

イ) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

Ⅳ インターネット上のいじめへの対応

(1) 未然防止の取組

- ア) 家庭において、スマートフォン・携帯電話やパソコン等の管理、使用上のルールづくりへの協力を得る。
- イ) 知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったインターネット特有のトラブルが起こり得るという認識を持たせる。

(2) 早期発見の取組

- ア) 生徒が自身で判断して行動できる力と態度の育成のために、情報モラルに関する指導を行う。
- イ) 書き込みや画像の削除の手順を確認する。

Ⅴ 重大事態への対応

いじめ重大事態の疑いがある事案が発生した場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省後頁参照）に沿った東海大学初等中等教育課「重大事態対応マニュアル」に従う。

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取組）

